

# 森林所有者の皆様へご案内



## 持続的な森林管理のために 当自治体はJ-クレジット制度を活用します

この度 当自治体所有林の範囲を対象として、J-クレジット制度を活用することになりました。そのため同じ森林経営計画の森林所有者である皆様へ、J-クレジットの取り組みとして当自治体が持続的に森林管理を続ける内容についてご案内いたします。



## J-クレジット制度とは？

「CO<sub>2</sub>の削減や吸収を評価する国の制度」

森林経営計画に基づき、適切に管理されている森林が吸収したCO<sub>2</sub>を、J-クレジットとして国が評価し、CO<sub>2</sub>削減に取り組む企業等に販売できる国の制度です。J-クレジットの販売代金は森林管理費用などに活用できます。J-クレジット制度を活用する者(当自治体)には、以下のような持続的な森林管理という「持続性の義務」が発生します。



土地転用の禁止



無許可の伐採  
の禁止



森林経営計画の  
継続

# よくあるご質問



## 永続性の義務ってそもそも何か？

森林が長期にわたってCO<sub>2</sub>を吸収し続けられるよう、認証対象期間中および終了日から10年間(※1)、森林経営計画を継続して作成し、毎年適切な情報(※2)をJ-クレジット事務局に提出する義務があります。

※1)主伐後再造林を実施した範囲においては林齢が標準伐期齢等に到達するまでの期間となります。さらにこの期間は新たなプロジェクトの実施地に含めることができません。

※2)毎年度の森林経営計画や、伐採届や造林届など森林施業にかかる書類



## 同じ森林経営計画の所有者(私たち)に同じ義務が発生したり、不利益があつたりしませんか？

義務を負うのはJ-クレジットのプロジェクトに登録する当自治体の所有林が対象となり、皆様の所有林は対象外のため同じ義務は発生しません。また不利益もございません。

皆様の森林の利用や施業は引き続き所有者の権利として行えます。また土地の売却に制限はありません。売却時には所有者様が変更になる旨を管理の委託先へご連絡いただければ問題ありません。



## 自由に伐採や土地転用ができなくなるのは不便だ。

伐採については、経営計画に基づき所有者の意思に従って進められます。転用についても、制約が生じることは一切ありません。

# J-クレジット創出の魅力



## 「森を守り、林業を次の世代につなぐ」

木を伐り、また植え、育てる。森が再び育つまでには数十年の時間がかかります。その長い営みを続ける林業者の努力を、J-クレジットが評価し、林業を永続的に支えます。



## 「新たな森林の価値が生まれる」

伐採して木を販売することで森林の金銭的価値を感じられますが、数十年に一度だけです。J-クレジットは毎年のCO<sub>2</sub>吸収量をクレジットという新たな価値として認められます。企業等に販売することで森林の価値がもっと身近に感じられます。

